令和5年度事業計画

1 基本方針

当センターは、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに 社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するこ とを目的に各種事業を実施しております。

令和5年度は、ウイズコロナの下、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入、電気・ガス料金、食料価格をはじめとして消費者物価の上昇など当センターを取り巻く環境は厳しさが増す中、景気動向は緩やかに持ち直しているところであります。しかしながら、企業、公共からの受注は依然として低い状況が続くことが予想されます。

令和4年度の概要ですが、会員の就業機会の確保を図るため、 当センターの事業について広く理解を求めるとともに、(公社) 神奈川県シルバー人材センター連合会(以下「県シ連」という。) の一拠点として、労働者派遣事業、有料職業紹介事業を実施い たしました。また、高齢者の社会参加に向けた支援を行うため、 生涯現役応援窓口を開設し、事業の拡大に努めてまいりました。

コロナ禍で当センターを P R する情報発信の機会が減少する中、10月に市役所本庁舎ふれあいプラザにて当センターの専用ブースを設け、ポスターや写真の掲示、パンフレットの配架等を行いました。併せて、当センター P R ビデオを同プラザの大型モニターで放映させていただき、就業機会の拡大・提供及び会員確保の促進に努めました。また、「女性のためのセカンドライフセミナー」を開催し、女性会員の拡大に努めるとともに、「おそうじセミナー」と題し、清掃業務の講習会を開催し、会員のスキルの向上を図りました。

自転車・自動車駐車場施設の指定管理事業においては、コロナ禍における施設管理について利用者が安全に安心して利用できることに配慮しつつ、市と連携を密にし、的確かつ効率的な施設の管理運営となるよう取り組んでまいりました。

このような状況の中、令和5年度は、中期事業計画(令和4年度~令和8年度)の2年目として、当計画に位置づけられた 各項目の目標の達成に向けて取り組むことといたします。 また、当センターは令和2年度から令和5年度までの4年間、 茅ヶ崎市から市営の自転車駐車場9箇所及び東海岸南自動車 駐車場の指定管理者の指定を受けています。令和6年度以降も 引き続き指定管理事業を受託できるように、4年間の実績をも とに、高齢者の生きがい就労の場を確保・提供し、かつ対面方 式によるきめ細やかなサービスと効率的な管理運営を実施す ることで、指定管理者として適任であることを茅ヶ崎市にアピ ールすることとします。

令和5年度につきましては、本事業計画に基づき公益法人としての責務を果たし、公益目的事業の推進を通じて地域社会へ貢献できるよう引き続き取り組んでまいります。また、常に費用対効果を念頭に効率的な運営に努め、会員及び役職員が一体となって、地域に根ざした身近な拠点としてのセンターを目指してまいります。

2 事業計画

中期事業計画(令和4年度~令和8年度)の(1) 就業機会の拡大・提供から(8)財政基盤の確立までの8項目についての総括目標を達成するため、各種事業を行うこととする。

(1) 就業機会の拡大・提供

少子高齢化が進展する中で、高齢者の就労ニーズは依然として高く、希望する就業内容も変化しつつある。一方で企業等における人手不足は社会的な課題となっており、センターの果たす役割は重要となっている。

広報媒体の活用や企業・団体などへの訪問などにより受注 先の開拓や拡大を図り、会員の就業機会の推進に努めるとと もに、適正就業の確保と会員の就業ニーズに応えるため労働 者派遣事業、職業紹介事業の拡大に向けて取り組んでいく。

また、指定管理事業においては、利用者が増加傾向にあるものの、テレワーク等の浸透によりコロナ禍以前の回復は直ちに見込めない状況下で、運営を継続するため茅ヶ崎市とさらなる連携が必要となっている。基本方針でも述べたように当事業では安全安心で利用しやすい施設となるよう対面方式の利点を活かし、きめ細やかなサービスを提供しつつ、効

率的な管理運営をすることとする。

広報活動として、当センターのホームページやPRビデオ、パンフレット等を積極的に活用するとともに、商工会議所や子ども、高齢者にかかわる事業者団体を通じ就業に向けての必要な情報を効果的に提供できるようにしていく。

ワークシェアリング等を引き続き推進し、就業の提供の機会を増やすほか、会員にとって希望に沿った就業となるよう的確なマッチングに努める。また、顧客ニーズに対応するため会員情報の集約や充実を図る。

(2) 会員確保の促進

景気は緩やかに持ち直しているものの、会員の就業機会はコロナ禍以前の状態までには至っておらず、社会制度の変化もあってセンターの会員数は回復していない。県シ連等と連携を図り、新たな会員の確保及び退会会員の抑制等に引き続き取り組んでいく。

令和4年度の状況は、4月から2月までの入会者数が143人、同期間の退会者数は116人で、令和5年2月末現在の会員数は939人となっており、前年度と比較し、25人減少している。

入会説明会の開催を年間20回予定するとともに、生涯現役応援窓口での相談等によりセンターへの加入促進を図る。また、会員向け相談窓口の活用に加え、入会手続きの改善や「(仮称)ゴールド会員制度」を実施し、入会の促進、退会の抑制を図り、会員確保を推進していく。

(3) 安全・適正就業の徹底

就業にあたっては、安全かつ適正な就業を第一に行うこととする。巡回指導などにより安全・適正就業作業ガイドラインや労働法規の順守などを徹底し、「事故件数 0」を目標とし、継続した取組を行っていく。また、作業手順の標準化を徹底するため、就業マニュアルの整備、充実を図る。

(4) 技能及び質の向上

就業に対する理解、認識を深めるため講習会、会員相互の 意見交換会等を実施し、会員等の技能及び資質の向上、平準 化を図り、仕事の質、効率性を高め、お客様の満足度を向上 させることで発注ニーズを高める。

(5) 会員の親睦・生きがいづくり活動の推進

会員相互の親睦を深めるとともに、会員の生きがいづくりに資する取組を推進することで、センターの活性化を図る。同好会活動については、紹介情報をホームページ等で発信するとともに新たな会の設立を支援するなど、会員の親睦を深めるための取組を実施する。また、会員向けの趣味の教室の開催など会員の生きがいづくりに資する取組を実施する。

(6) 社会参加活動の推進

ボランティア活動をはじめとして積極的な社会活動を通じて地域社会との結びつきを得る機会の確保・提供に努める。また、会員の社会参加活動の促進を図るため、会員への周知と参加へ向けた啓発を行う。

(7)組織の活性化、強化及び改善

「自主・自立、共働・共助」が基本理念となっていることから、会員が就労する職種ごとに共働・共助を基本とすることを踏まえ、就労する上での課題の共有や役割分担をより自主的に管理することができるよう取り組む。そのための職域班制度について、植木班、除草班においては引き続き試行的な運用を行う。

社会状況の変化に対応し、業務の増加、適正就業、リスク管理、公益事業者としての管理など、複雑化するセンター業務をより効率的に実施できるよう、事務局体制の整備等に取り組む。

(8) 財政基盤の確立

公益社団法人として、定款に定める事業を計画的に推進するため、新たな収入の確保など財政基盤の強化を図るとともに、収支バランスを考慮した効率的な財政運営を行う。

また、消費税に係るインボイス制度の導入や物価の上昇等の新たな経費に対応するため、令和5年度の事務費率を13%とし、引き続き県シ連等関係機関と連携を図ることとする。